

令和８年度 木造住宅耐震改修等補助事業

耐震改修等事業費補助				
種別	耐震改修A	耐震改修B	耐震シェルター	簡易耐震改修
対象となる 主な条件	次の2点に該当すること ①昭和56年5月31日に存していた木造住宅または建築、修繕等の工事中であった木造住宅 ②延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供されている木造住宅			延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供されている木造住宅のうち次のいずれかに該当する木造住宅 ・昭和56年5月31日に存していた住宅または建築、修繕等の工事中であった住宅 ・平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震による被害を受けたことについて、災害対策基本法に規定する罹災証明書により証明された住宅
補助内容	・耐震診断の結果、評点が1.0未満の木造住宅に対し行う耐震改修設計・工事で、評点を1.0以上に向上させるもの ・簡易耐震改修、本格耐震改修(改修後の評点が1.0未満の場合に限る。)又は耐震シェルター設置を実施した木造住宅の評点を1.0以上に向上させるもの	・耐震診断の結果、評点が1.0未満の木造住宅に対し行う耐震改修設計・工事で、評点を0.7以上1.0未満に向上させるもの ・簡易耐震改修を実施した木造住宅の評点を0.7以上1.0未満に向上させるもの	必要な構造耐力を有するものとして京都府知事が認めたもの(※1)	耐震診断の結果、評点が1.0未満の木造住宅に対し行う耐震改修設計・工事で、京都府知事が定める簡易な改修工事(※2)により耐震性を向上させるもの
補助額	工事等に要した費用の約93%	工事等に要した費用の80%	工事等に要した費用の75%	工事等に要した費用の80%
	上限136.2万円	上限100万円	上限30万円	上限40万円
募集件数	4戸		令和8年度の募集は締め切りました。	1戸
募集期間	5月11日～11月30日			5月11日～11月30日